

汝南袁氏に関する一・三の問題

中本圭亮

はじめに

袁氏は唐以前の中国における名族として知られる^(一)。中でも陳郡袁氏^(二)と汝南袁氏^(三)が著名であろう^(四)。陳郡袁氏は漢末より魏晉南北朝隋唐^(五)にかけての名門であり、南朝^(六)においては琅邪王氏、陳郡謝氏、蘭陵蕭氏^(七)と並び称される存在であった^(八)。一方、汝南袁氏は後漢において第一級の官僚家^(九)であった。この名族袁氏のうち、本稿では後者の汝南袁氏について主に分析を試みるものである。

後漢の袁氏は「四世三公^(八)」と称されるように、四世代にわたって三公、すなわち宰相を輩出した家であり、後漢において傑出した官僚家である。この「四世三公」の内実は、より正確に言えば、五代約一二〇年の間に宰相の上位にあたる上公を二名^(九)、三公を四名輩出した家柄となる^(一〇)。後漢時代、四世代以上にわたって三公を輩出したのは、他に弘農楊氏のみである。しかも漢末獻帝の混乱期を例外とするならば事実上、楊氏は三世代に三人の宰相を輩出しているにすぎず、宰相在任期間の上でも、袁氏が大幅に上回る。加えて袁氏は初めて宰相とな^(一)る袁安から数えて五世代目の袁紹の頃には「門生・故吏天下に徧し」などと称され、その家門の隆盛ぶりを伝えるエピソードが多く残るなど、後漢の政治理史、あるいは中央官僚制研究において無視すべからざ

る存在であることは明白である^(二)。

しかし、それにもかかわらず、五世代目の袁紹や袁術などについては研究対象となることは多いものの、後漢における名門袁氏それ自体、すなわち初代の袁安から第五代の世代までを対象として後漢史との関係の上で分析する研究は少ない。

わずかに矢野主税^(三)と山崎光洋^(四)の研究が確認できるが、両者の問題意識も、漢末の混乱期、初期曹操政権の実態把握を目的としたところに由来しており、後漢史における様々な問題の解明を前提とした目的意識に由来するものではない。かかる状況から、後漢史との関係の上で袁氏について再考すべきとの要求がおこるのは必然とさえいえよう。

かかる問題意識の上にたつた場合、上述の袁氏の特質から、後漢史の、以下に掲げる問題と密接に関係するであろう。多くの宰相を輩出し、また個々人の在任期間も長期の場合が多く、政治的問題に影響を与える時期も長いことから、政治理史の解明に関わつてくるであろうし、「門生・故吏」が多いといった人事問題に関連する特質からは、人事制度を中心とした中央官僚制の解明に関わつてくる。そこで、本稿では後漢の政治理史・制度両面の問題解明の一助となると考えられる袁氏の諸問題について考察し、如上の目的を達成する上での基礎を固めるこ^(一)とを目標とする。

第一章 陳郡・汝南両袁氏の関係について

第一節 両袁氏の系譜

王父字爲氏。代爲上卿。字或作爰・轅、其實一也。轅頗十一代孫袁生。

具体的に陳郡・汝南両袁氏の関係について考察する前に、簡単に伝承上の袁氏の系譜について確認しておきたい。袁氏は舜の子孫で春秋陳より出るとされ、この伝承は古いものでは『史記』や碑文史料で確認できる。袁氏の系譜について、代表的な、一定のまとまりのある史料は『新唐書』宰相世系表（以下、宰相世系と略称する）や『元和姓纂』がある。まず宰相世系には、

袁氏出自嬪姓。陳胡公滿生申公犀侯、犀侯生靖伯庚、庚生季子愬、愬生仲牛甫、甫生聖伯順、順生伯他父、他父生戴伯、戴伯生鄭叔、鄭叔生仲爾金父、金父生莊伯、莊伯生諸、字伯爰、孫宣仲濤塗、賜邑陽夏、以王父字爲氏。宣仲生選、選生聲子突、突生惠子雅、雅生頗、奔鄭。秦末、裔孫告辟難居于河・洛之間、少子政、以袁爲氏。九世孫袁生玄。孫幹、封貴鄉侯、復居陳郡陽夏。八世孫良、二子昌・璋。昌、成武令、生漢司徒安、字邵公。三子賞・京・敵。京、蜀郡太守、二子彭・湯。湯字仲河、太尉・安國康侯。三子成・逢・隗。成、左中郎、生紹、紹中子熙、其後世居樂陵東光。熙裔孫令喜。

とあるように、漢代までは一定の連続性がある系譜を紹介している。また『元和姓纂』卷四の袁氏の項では、

嬪姓、舜後陳胡公滿之後。胡公生申公。申公生靖伯庚。庚生季子愬。愬生仲牛甫。甫七代孫莊伯、生諸、字伯爰、孫宣仲濤塗、以

とあるように轅濤塗前後の系譜について、宰相世系とほぼ同様の理解を示している。一応、系譜上は繋がっているように見えるが、曖昧な箇所が散見される。轅頗までの情報は『史記』や『左傳』でも確認できるので、轅頗以前についてはこれらの史料に基づいたものと考えられる。それ以降、袁良に至るまでは碑文史料でも確認でき、また部分的にはより詳細に伝わっている。その点は本章第四節で触れる。

宰相世系等の前半部分の本となつたと考えられる『史記』と『左傳』では若干異なる部分もあるが、その内容は概ね一致している。この系譜の漢代以降の箇所について、後代の認識にかかる重大な問題がある。以下次節以降で検討していく。

第二節 研究状況

虞舜に起源をもとめ、春秋陳國の大夫轅濤塗の子孫を称する中国古代中世の名族袁氏は、宰相世系や『元和姓纂』に従えば、同じ祖をもつことになる。前漢末の「袁良」なる人物よりわかれ、後漢の初め頃に袁安が汝南にうつりすんだ、とされる。この「袁良」という存在によって陳郡袁氏と汝南袁氏は同族とされる。

当該時期の名族について、多くの系図を矢野主税⁽¹⁾と王伊同⁽²⁾がそれぞれ作成しているが、陳郡・汝南袁氏については、両氏とも宰相世系・『元和姓纂』の説に従っている。これらの理解をもとにした場合、両氏の系図に共通するが、明らかにズレがみられるようになるのである。袁良よりわかれて袁昌以下の系統が汝南袁氏、袁璋以下の系統が陳郡

袁とされるが、陳郡袁氏と汝南袁氏の世代に二代分のズレが生じてしまう。多くの場合、史料上に名前が残つており、『後漢書』や『三國志』に伝が存在する者も多く、それらの記述から、その活動時期を特定することが可能なのだが、陳郡袁氏の袁璋は汝南袁氏の袁湯の世代、陳郡袁滂は汝南袁逢・袁隗の世代、陳郡袁渙は汝南袁紹の世代に該当するのである。

かかる問題については既に疑問視され、また陳勇⁽¹⁰⁾によつて検証され、汝南袁氏と陳郡袁氏の「袁良」は同姓同名の別人であるとされている。しかし陳勇の指摘するように、陳郡袁氏と汝南袁氏の関係性を否定することまではできないと考えるので、氏の研究成果をとりいれつつ若干補足を加えながら、当該問題について簡単に整理する。

まず汝南袁氏の「袁良」は前漢末、後漢初の人で『後漢書』列伝三五「袁安傳」⁽¹¹⁾に簡単な経歴が残つており、活動時期について確定できる。次に陳郡袁氏の「袁良」については、『隸釋』卷六「國三老袁良碑」⁽¹²⁾（以下、「袁良碑」とする）に詳しい。この碑は現存しないが、『隸釋』によつて中身が伝わっている。この碑から、子として袁光・袁騰・袁璋の名が、孫として袁滂、袁弘の名が伝わる。また袁良の没年および行年が記されており、大まかな年代特定は可能である。

『後漢書』中、陳郡袁氏関係者の伝は無いが、袁騰と袁滂の名は確認⁽¹³⁾でき、袁滂については『後漢紀』に多少の情報が残つている。これらをもとに、宰相世系や『元和姓纂』の記事と照らし合わせた場合、活動時期にズレが生じてしまうのである。他にも残存するいくつかの史料から、陳勇は、陳郡袁氏の「袁良」と汝南袁氏の「袁良」は別人であると理解している。その上で、汝南袁氏を独立した門戸として理解している。ここで問題と考えるのは、陳郡・汝南両袁氏の「袁良」が同姓同名の別人であるからといって、直ちに両系統の繋がりが否定

されるわけではない、という点である。

第三節 陳郡・汝南両袁氏の関係

それでは「袁良」が同姓同名の別人であるからといって、直ちに繋がりが無いとは言えない理由はどこにあるのか。

そもそも両系統の繋がりや、袁安より以降の世代が汝南に移り住んだとする史料的根拠となつてゐるのは『元和姓纂』卷四「袁氏」汝南の項の記事と思われる。そこには、

安後又居汝南、至紹・術絶矣。

とある。袁安の代に汝南に居住したことを前提とするかの如き表現となつてゐる。これは唐代の認識であるが、かかる認識が形成される根拠の一つと思われるのが列伝三五「袁安傳」⁽¹⁴⁾にある、

初安父沒、母使安訪求葬地、道逢三書生、問安何之、安爲言其故。生乃指一處、云「葬此地、當世爲上公」。須臾不見、安異之。於是遂葬其所占之地、故累世隆盛焉。安子京・敞最知名。

との記事であると考えられる。宰相世系・『元和姓纂』にのみ袁安の父の名が昌であるとして伝わっているが、この袁昌の死に際して、葬地を探し求めさせたという。こういった記事は単純に信じることはできないし、エピソードの内容も葬地を占つたものであるから、これをもつて居住地が陳郡より移つたと断定できるものではない。ただ陳郡や汝南郡が属する豫州やその周辺地域には大きな山・川等の自然の障

害物が少なく、一帯に広く分布する姓がいくつか確認できるのである。^(一六)
 袁氏について言えば、同時代だけでも、汝南郡の汝陽県と慎陽縣、^(一七)
 頓川郡や隣の荊州^(一八)南陽などに確認できる。同様に許氏などでも汝南、^(一九)
 南陽、頓川各郡に分布が確認できるのだが、その許氏には次の事例が
 参考になると思われる。

許氏は、後漢においては汝南許氏が著名である。汝南許氏は「月旦
 評」の許劭の名が知られているが、政治史の上では許劭の祖父の兄の
 系統が重要で、その系統は三世代にわたって三公を輩出している。こ
 れは袁氏、楊氏に次ぐ。最初に三公となつた許敬を初代として、二世
 代目の許訓・許栩、三世代目の許相と、四名の三公を輩出しており、
 人数で言えば楊氏と同数である。このうち二世代目の許栩は、頓川鄼
 の人とされる。^(二〇)許栩を除く三名は汝南平輿の人であり、本籍地は異な
 る。それでは何故、この許栩を汝南許氏に含める必要があるのか。そ
 れは『魏志』卷二三「和洽伝」注引『汝南先賢傳』に、

（許）劭宗人許栩、沉沒榮利、致位司徒。舉宗莫不匍匐栩門、承
 風而驅、官以賄成、惟劭不過其門。

との記事による。許劭の「宗人」、すなわち同族とされているのである。^(二一)
 また『汝南先賢傳』の記事によれば、同族の多くが許栩に賄賂を
 贈つて官を求めていたといふ。これはかかる行動をしなかつた許劭を
 美化するエピソードであるから、割り引いて考え無ければならないが、
 高級官僚を輩出した場合は、その人物を中心として、同族間の関係が
 構築されていた事を想起させるものである。巨大な宗族は、必ずしも
 繁密な関係をもつてゐるわけではなかつたようだが、かかる状況下に
 おいては、最低限、個別的には繋がりをもつてゐたことは確かである。

また平輿県と郾県は、隣接しているわけではないが、近い距離には
 ある。なお平輿・郾間と汝陽・陽夏間もほぼ同程度の距離である。こ
 のように巨大な宗族になると、数郡をまたいで分布していたのである
 う。
 かかる状況から考へるに、汝南袁氏と陳郡袁氏と関係がないとは必
 ずしも言えまい。何より現行『後漢書』中に陳郡袁氏に関する記事は
 少なく、袁宏の『後漢紀』においてさえ、司徒となつた袁滂に関する
 情報は極めて少ない。後漢時代の袁氏について、『後漢書』や『三國
 志』にはほぼ陳郡袁氏に関する記事はなく、『後漢紀』に僅かに袁滂
 の附伝があるといった程度である。それは『後漢紀』卷二四・靈帝紀
 • 光和二年二月丁巳條「袁滂附伝」^(二二)に、

滂字公熙、^(ママ)閼之孫也。純素寡欲、終不言人之短。當權寵之盛、
 或以同異致禍、滂獨中立於朝、故愛憎不及焉。

とみえる。『後漢紀』の撰者袁宏は、袁滂の子孫を称している。正確
 には袁滂の子、すなわち魏晉南北朝の名族陳郡袁氏の祖とされる魏の
 郎中令袁涣の来孫にあたる。^(二四)それにも関わらず、僅かにこれだけの情
 報しか存在しない。これは漢魏や両晉の間の混亂期に、子孫の家でさ
 えも先祖についての正確な情報が残つていなかつたことを示していよ
 う。
 その他、漢末に帝号を称するに至る袁術は、『魏志』卷六「袁術伝」
 に、

術以袁姓出陳、陳舜後、以土承火、得應運之次。

とあるように、春秋陳國との関係がある如くふるまつてゐるし、當時、陳郡の袁渙はこの幕下にあつた。^(三三) また袁術の従兄袁紹の下に、同族として袁春卿なる者があつた。^(三四) この袁春卿の父袁元長は交州に難を避けたといふが、この頃、汝南の袁忠も交州にあり、また同郡の許靖が陳國の袁徽と交趾にあつた。^(三五) 袁元長と袁徽が同一人物であるかは不明だが、ともに宗族をひきつれて南下してゐる。確証は得ないが、いくつかの状況から、少なくとも汝南袁氏が陳より出ることは、後漢時代には認知されている点を見ると、陳郡・汝南両袁氏が同宗ではない、とは断定できないのである。

第四節 「袁良碑」について

加えて「袁良碑」に基づいて、「袁良碑」の紹介と前節の見解について補足しておきたい。なお「袁良碑」は欠落も多く、また判読不可能な文字も多い。「袁良」は永建六年（一三一）二月戊辰（一五／三月三日）に八五歳で卒した。碑の建立者として孫の衛尉袁滂と司徒掾袁弘の名が残つてゐる。袁滂は靈帝期に三公となつておらず、九卿があつたのは、早ければ桓帝末から靈帝期にかけてと考えられるので、建立時期は袁良が卒してから三、四〇年後のことと思われる。碑の冒頭には次のようにある。（□内は欠字。●は判読不能箇所。）

君諱良、字は厚卿、陳國扶樂人也。厥先舜苗、世爲封君。周之興、虞閼父典陶正、嗣滿爲陳侯、至玄孫濤塗。初氏父立、立姓曰袁。魯僖公四年、爲大夫。哀十一年、頗作司徒。其末或適齊楚、而袁生○獨留陳。當秦之亂、隱居河洛。高祖破項、寔從其冊、天下既定、還宅扶樂。孝武征和三年、生曾孫幹、斬賊公先勇拜黃門郎、

封關内侯、食遺鄉六百戸。後錫金紫。仙脩城之●。幹薨、子經嗣。經薨、子山嗣。傳國三世、至圭榮而斷。

「君の諱は良、字は厚卿」云々よりはじまり、虞舜より袁幹、袁經、袁山に至るまでの簡略な系譜が紹介される。宰相世系等の史料には袁幹までの名が伝わり、その「八世孫」が「袁良」とされる。「袁良碑」では袁幹の子が袁經、袁經の子が袁山で、三世にわたつて貴鄉侯の爵位が継承されたことが伝わるなど、他にはない情報もある。そしてその袁山の曾孫が袁良であるという。

これに統いて袁良の経歴が記されている。

君即山之曾孫。續神明之洪族。資天德之清則。惇綜易詩、而悅禮樂。舉孝廉、郎中・謁者・將作大匠丞・相令・廣陵太守。

この経歴中で、注目すべきは袁良の習得した学問、「惇く易・詩を綜して、禮樂を悦ぶ」とある点である。周知の通り汝南袁氏の家学も「易」であつた。それぞれ単独の情報からは偶然性も強いようと思えるが、複数の情報から総合的に考えて、陳郡・汝南両袁氏の関係性を否定することは難しいと考える。

第二章 汝南袁氏に関する諸問題

第一節 後漢における汝南袁氏の位置

続いて汝南袁氏の後漢における位置について検討してみたい。一般に「四世三公」との語によつて、言い表される汝南袁氏や弘農楊氏であるが、このある種の標語が一人歩きし、袁氏や楊氏が後漢において、

如何なる特異性を有するのか、明確な根拠をともなつて理解されることは、必ずしも言い難い。四世にわたり三公を輩出することがどういった意味を持つのか、またどういった価値があるのか、こういった点を確認しておく必要があろう。

汝南袁氏や弘農楊氏を示す言葉として、「東京名族」や「四世居三公」、袁氏の場合「四葉五公」、楊氏の場合「四世太尉」といったものが見られる。この他、三公にかかるものとして、多く見られるのが「累世三公」である。この「累世」が何世代以上を指すのか、疑問となる点ではあるが、それは後漢に於ける三公を、ある程度相対化してみた場合、自然と明らかになる。

まず後漢で三公を一人でも輩出した家、これは「公族」などと称されるが、公族は次の如く、

南陽尹氏、河南尹氏、汝南袁氏、陳郡袁氏、太原王氏、山陽王氏、河東王氏、西河王氏、漁陽王氏、樂安歐陽氏、九江夏氏、陳留郭氏、馮翊郭氏、南陽郭氏、沛國桓氏、馮翊桓氏、南陽韓氏、潁川韓氏、會稽許氏、汝南許氏、梁國橋氏、京兆王氏、陳留虞氏、南陽邢氏、南郡胡氏、南陽吳氏、河南吳氏、江夏黃氏、河南黃氏、河南侯氏、魯國孔氏、安定皇甫氏、河內蔡氏、琢郡崔氏、沛國施氏、山陽司馬氏、沛國朱氏、會稽朱氏、京兆朱氏、九江朱氏、廬江周氏、南陽周氏、中山祝氏、潁川荀氏、濟南淳于氏、沛國徐氏、南陽任氏、梁國盛氏、汝南宣氏、南陽宗氏、京兆宋氏、沛國曹氏、泰山巢氏、北海孫氏、清河戴氏、京兆第五氏、南陽卓氏、武威段氏、河南种氏、趙國張氏、河內張氏、南陽張氏、常山張氏、犍爲張氏、京兆張氏、河間張氏、汝南張氏、蜀郡趙氏、南陽趙氏、下邳趙氏、下邳陳氏、東海陳氏、沛國陳氏、汝南陳氏、廬江陳氏、

沛國丁氏、潁川丁氏、會稽鄭氏、河內杜氏、扶風杜氏、弘農鄧氏、南陽鄧氏、隴西董氏、潁川唐氏、河南陶氏、泰山馬氏、南陽馬氏、扶風馬氏、南陽樊氏、沛國范氏、魏郡馮氏、南陽馮氏、琅邪伏氏、沛國閔人氏、上黨鮑氏、河南龐氏、清河房氏、北海牟氏、河南孟氏、弘農楊氏、南陽來氏、汝南李氏、東萊李氏、漢中李氏、潁川李氏、南陽李氏、彭城劉氏、東萊劉氏、東海劉氏、南陽劉氏、沛國劉氏、河間劉氏、長沙劉氏、弘農劉氏、平原劉氏、河南呂氏、河東梁氏、扶風魯氏

と一八家にのぼる。さらに同宗より二名以上の三公を輩出した家となると、次の如くなる。（なお「一」は連続した場合、「・」は孫や曾孫など世代に間隔があるもの、「・」は同排行を示すこととする。）

河南尹氏（尹睦・尹頌）、汝南袁氏（袁安・袁敞・袁湯・袁逢・袁隗・袁紹）、山陽王氏（王襲・王暢）、潁川韓氏（韓棱・韓演）、汝南許氏（許敬・許訓・許栩・許相）、陳留虞氏（虞延・虞放）、江夏黃氏（黃瓊・黃琬）、廬江周氏（周景・周忠）、京兆宋氏（宋弘・宋由）、沛國曹氏（曹嵩・曹操）、河南种氏（种嵩・种拂）、河內張氏（張歆・張延）、京兆張氏（張純・張奮）、汝南張氏（張酺：張濟・張喜）、蜀郡趙氏（趙戒・趙謙・趙溫）、南陽馮氏（馮鮑・馮石）、琅邪伏氏（伏湛・伏恭）、弘農楊氏（楊震・楊秉）、楊賜・楊彪）、漢中李氏（李邵・李固）、彭城劉氏（劉愷・劉茂）、沛國劉氏（劉光・劉矩）

と二一家となり、大幅に減る。^(四五) うち、二世代以上続けて三公を輩出しているのは、一七家で、他は一代あいだがあく。この中で三名以上の

三公を輩出しているのは僅かに汝南袁氏、汝南許氏、汝南張氏、蜀郡趙氏、弘農楊氏の五家のみである。また三世代以上の三公を輩出している家となると、汝南袁氏、汝南許氏、弘農楊氏の三家のみとなる。このように、二世代続いたという三公家が圧倒的に多く、「累世三公」とは二代続ければこれに該当すると考えてよからう。累世三公というだけでも、相当特殊であることは明らかであろうし、人数にしても世代にしても、これらより多い家は極めて特殊と考えられるのである。

さらに実質的価値を失った獻帝期を例外とした場合、黃氏や周氏、曹氏、种氏、趙氏といった五氏はこれに該当しなくなる。楊彪も獻帝期の三公であるから、その場合、実質的に四世三公といえるのは汝南袁氏となり、三世三公が楊氏、許氏といつた具合になる。このように三公を相対化してみた場合、袁氏はきわめて特異なケースであったと考えられるのである。

第二節 家学について

後漢の官僚家には、それぞれ家学があつた。時代がくだるにつれて一經專修から、複数の經學習得や古文の修得、「博學」といった傾向がみられるようになる。後漢前期より官僚家であつた袁氏も代々の家学があつた。この袁氏の家学をめぐっては、若干議論があるので検討しておきたい。

袁氏の家学は「孟氏易」で、前漢孟喜の解釈による『易』学の一派である。後漢の『易』学の中では孟氏易と京氏易が主流であつた。さてこの袁氏の家学をめぐっては、いくつかの見解がある。

まず家学習得にみられる學者の傾向を重視したのが矢野主税である。^(四六) 矢野は、袁氏第三世代までの、學者の傾向を特徴としてあげ、

重視している。ただ関心事は「寄生官僚論」に關係する「富奢」の問題や「清」の問題であった。そのため四世代目以降については深くは言及しておらず、學者の傾向についての第三世代もしくは第四世代以前と以降の違いについていかに理解していたかは判然としない。続いて山崎光洋の見解はより踏み込んで、第四世代以降に學者の傾向がなくなり、第三世代以前が「築いた名族」というレッテルによつて官位を取得した」と理解している。これは列伝三五「袁安伝」に附隨する袁隗・袁逢の附伝や、列伝六四上「袁紹伝」、列伝六五「袁術伝」および『魏志』卷六の袁紹・袁術両伝の記述に基づく理解であるが、史料批判的觀点からいって疑問が残るので、再検討する必要性があるだろう。

先行研究の多くで用いられる史料ではあるが、行論上必要であるため引用する。以下、『後漢書』列伝三五「袁安伝」、列伝六四上「袁紹伝」、列伝六五「袁術伝」からの引用である。

袁安

祖父良、習孟氏易・・・安少傳良學。

袁京

習孟氏易、作『難記』三十萬言。初拜郎中、稍遷侍中、出爲蜀郡太守。

袁敞

少傳易經教授、以父任爲太子舍人。

袁京

少傳父業、歷廣漢・南陽太守。順帝初、爲光祿勳。行至清、爲吏麤袍糲食、終於議郎。

袁湯

少傳家學、諸儒稱其節、多歷顯位。

袁逢

以累世三公子、寬厚篤信、著稱於時。

袁隗

少歷顯官、先逢爲三公。時中常侍袁赦、隗之宗也、用事於中。以逢・隗世宰相家、推崇以爲外援。故袁氏貴寵於世、富奢甚、不與它公族同。

袁紹

紹少爲郎、除濮陽長、遭母憂去官。三年禮竟、追感幼孤、又行父服。服闋、徙居洛陽。紹有姿貌威容、愛士養名。既累世台司、賓客所歸、加傾心折節、莫不爭赴其庭、士無貴賤、與之抗禮、輜輶柴轂、填接街陌。

袁術

司空逢之子也。少以俠氣聞、數與諸公子飛鷹走狗、後頗折節。舉孝廉、累遷至河南尹・虎賁中郎將。

袁闔

少勵操、苦身脩節。

とある通り、「易學」の習得が確認できる。この袁滿來は袁湯の孫、

これらの記述をもとに、家學の習得について議論されてきた。一部碑文史料があるのを除いて、ほとんど『後漢書』もしくは『三國志』の記述に頼らざるを得ない。先学の指摘する通り、袁安・袁京・袁敞・袁彭・袁湯等には、「習孟氏易」「傳父業」「傳易經」「傳家學」もしくは「授易孟氏學」(「袁安碑」、「袁敞碑」)等の文言が見え、それ以降の世代には見えない。家學の習得に関する記述はない。この点だけを見れば、確かに山崎の理解は正しいようと思われる。しかし現行、范曄の『後漢書』の当該箇所は、『後漢紀』と比較すればわかるが、袁逢・袁隗の記事は『後漢紀』やそれに先行する范曄以前の各種『後漢書』に拠つた可能性が高く、袁湯以前の世代の記事を編む際に依拠した史料と異なつている可能性が高い。なにより袁安・袁敞あるいは袁紹・袁術を除いて、情報量が圧倒的に少ない。以上の点に留意しない比較では、史料から異なつた特徴があらわれるのは当然のことであろう。

特に袁逢・袁隗の記事には、肝心の昇進過程が記されておらず、山崎の言うように、「名族というレッテルで官位を取得した」とは言いたれないし、人事制度上の根拠が提示されているわけでもない。

さらに史料上からの批判としては、『蔡中郎集』卷九「袁滿來碑銘」に、

太尉公之孫、司徒公之子。逸材淑姿、實天所受。聰遠通敏、越齠齶在闕、明習易學、從誨如流。百家衆氏、遇目能識。事不再舉、問一及三、具始知終。

袁隗の子、すなわち袁氏の第五世代にあたる。一次史料によつても山崎の理解は否定されよう。

加えて列伝六四上「袁紹伝」建安元年の章に、

臣備公族子弟、生長京輦、頗聞俎豆、不習干戈。加自乃祖先臣以來、世作輔弼、咸以文德盡忠。

ともみえる。孟氏易を習得した事が記されているわけではないが、学問的背景を有することを想起させるものである。更に「博陵相袁博碑」に（□は欠字）、

常以易・詩・尚書授、訓誨不倦、□其食弗食、非其服弗服、羣儒駿賢、朋徒自遠、有韓魏之家、自視欽然、得士若□、聞善若驚、思純履勁、經德不回、學優則仕、歷郡席坐、再辟司隸。

とあるように、易・詩・尚書を教授した旨がかかる、当代に多くみられる美辞麗句がならぶ。この袁博は、袁敞の子で袁盱の兄弟と思われ、

安帝期から桓帝期頃にかけて官界にあつたものと推測される。^(五四) これは第

三世代にあたるが、活動時期は第三・第四世代の中間にあたる。また

易の他に経学を習得するという点は、同時期の官僚にみられるような、

家学に加えて、他の経学を習得するという傾向とも一致する。^(五)

以上の如く、孟氏易の習得といふ点で言えば、初代袁安より五世代目に至るまで変ることなく、習得・伝承は行われていたと言えよう。

また本節冒頭で紹介した山崎の理解、すなわち「名族というレッテルによって官位を取得した」についてであるが、その根拠は袁逢の記述であろう。特に袁逢の「累世三公子」との箇所に注目したものであ

るうが、その後に「寛厚篤信」と続いており、「時に稱を著した」理由のうち前半の部分でのみの見解を示したものであるから、山崎の如く理解することは難しいように思われる。

第三節 袁成と袁逢

袁氏の第四世代目、袁湯の子の世代には袁湯の家の後継をめぐつて混乱があつた。この問題は、後の袁紹・袁術の対立の遠因になつたと考えられるのだが、当該問題と袁紹・袁術の対立が関連性をもつて着目されることはなかつた。そこで歴史的変遷を整理した上で、少しく当該問題について検討したい。

まず袁紹の父が、袁成であるか袁逢であるかの説が存在する点について検討する。それぞれの説の根拠となつてゐる最も古い史料と、それぞれの説を採用している者を示す。前者は『魏志』卷六「袁紹伝」注引、王粲『英雄記』、後者は『魏志』卷六「袁紹伝」注引、王沈『魏書』である。『英雄記』では、

紹生而父死、二公愛之。幼使爲郎、弱冠除濮陽長、有清名。遭母喪、服竟、又追行父服、凡在家廬六年。

とする。現行『後漢書』の范曄や『後漢紀』の袁宏はこの立場をとり、清朝の考證学者洪亮吉もこの立場をとる。また『三國志』の陳壽は、袁紹伝では明確な判断を示していないが、袁術伝を見る限り、こちらの立場をとつてゐると思われる。

統いて王沈『魏書』では、

逢之庶子、術異母兄也。出後成爲子。

とし、袁逢の庶子としている。散逸した『後漢書』の袁山松もこの立場をとる。この立場を取る場合、『魏志』卷八「公孫瓚伝」注引『典略』の「瓚表紹罪状」にある、

春秋之義、子以母貴。紹母親爲婢使、紹實微賤、不可以爲人後、以義不宜、乃據豐隆之重任、忝污王爵、損辱袁宗、紹罪九也。

との記載と関連づけられることが多い。ただ「瓚表紹罪状」で言われるのは母の問題であつて、これはどちらの立場にたつても矛盾が発生するわけではない。この問題は単独で考えても結論はでないのだが、先に述べたように、その父親の代にどういった問題がおこっていたかを考えれば一定の解決策は見いだせると考える。

それでは袁氏の第四世代目に注目してみよう。第三世代目である太尉・安國亭侯の袁湯の子は一二人であつた。^{五九} 汝南袁氏の系図を作成したので適宜参考されたい。

この世代で名が伝わるのは四人で、この兄弟について『魏志』卷六「袁紹伝」注引、華嶠『後漢書』には、

(董) 卓聞紹得關東、乃悉誅紹宗族太傅隗等。當是時、豪俠多附紹、皆思爲之報、州郡蠭起、莫不假其名。

湯四子。長子平、平弟成、左中郎將。並早卒。成弟逢、逢弟隗、皆爲公。

とある。袁平・袁成は早くに亡くなつたというが、列伝三五「袁安伝附袁成伝」では、

となつてゐる。袁平は官位についた史料が残つておらず、相当早くに死んだのであろう。また袁成は「長子」という扱いがなされるよう、ある程度壯年期まで生きていた。^{六〇} 実際、『英雄記』から大將軍梁冀との交際があつたことが判つてゐるし、官も左中郎將まで至つていることからも裏付けられよう。『後漢書』の記事に従えば、本来、安國亭侯を嗣ぐのは袁成であつたが、袁湯が長寿であつたのと、袁湯より先に卒したため、次子の袁逢が嗣いだと考えられる。ここで本来、袁湯の「嗣」たる家が袁成の家から袁逢の家となつた。結果として『英雄記』にあるように、二公（袁逢・袁隗）が「之を愛し」たため、袁湯は一種の任子によつて郎中とされたのである。

かかる状況から、本来の爵位繼承家と、実際の爵位繼承家間の問題が発生した。このように理解すれば、初平元年、袁隗及び安國亭侯の爵位を嗣いだ袁基が董卓に殺害された際の袁術の対立意識も理解できき。言い換えれば袁氏宗族の長と安國亭侯の嗣の家の対立である。

袁隗・袁基の死後、『魏志』卷六「袁紹伝」にある、

との状態を招來するが、これは袁紹が袁氏宗族の長として認知されたことを示すものであろう。少なくとも袁術は袁氏宗族の代表とはみなされなかつた。安國亭侯の家筋という点で言えば、爵位を嗣いだ袁基は殺害され、その兄弟として残つているのは袁術ということになる。獻帝の立場を認めるか否か、という対立の前には、かかる対立意識

湯長子成、左中郎。早卒、次子逢嗣。

が、すでに父親の世代から内在していたと考えられるのである。

第四節 袁紹の生没年

前節に関連して袁紹の生没年について言及しておきたい。まず袁紹の没年については詳細な情報が残っている。『後漢紀』卷二九「獻帝紀」建安七（二〇二）年の條には、

七年夏五月庚戌、袁紹發病死。

とある通り、亡くなつた月日まで判明している。行年は記されていないが、袁氏には名や字のつけ方に、特徴的な方法があるようで、これを手懸かりとして生年を特定することができる。袁紹の名は「紹」、字は「本初」であり、一見、名と字に関係性はない。また宗族の同排行の者に共通した字を使用するようになるのは、もう少し後の時期からであるし、袁氏の同世代に、かかる特徴は見いだせない。字義については、「紹」は「繼」ぐこと、本初については判然としない。ただ後漢時代、年号として用いられたことがあった。それは質帝劉纘の年号である。質帝は前年に即位し、この本初元年閏六月に崩御しているため、同年号は一年しか存在しないのである。これをもつて本初元年の生まれとするのは性急であると思われるのと、同族内の事例から考えてみたい。

袁紹の伯父にあたる袁質は字を元服という（列伝三五「袁安伝附袁閥伝」）。彼の名と字の由来について『風俗通義』卷一・正失「彭城相袁元服」謹按に、

元服名賀、汝南人也。祖父名原爲侍中、安帝始加元服、百官會賀、臨嚴、垂出、而孫適生、喜其加會、因名曰賀、字元服。

とあるように、慶事に由来して名付けられているのである。同時代の名付け方の方法として列伝五四「趙岐伝」に、

趙岐字邠卿、京兆長陵人也。初名嘉、生於御史臺、因字臺卿、後避難、故自改名字、示不忘本土也。

とある。このように祖父や父の慶事乃至役職に因んで名・字をつけることがあつたようである。この点を踏まえた上で、本初元年についた袁氏の慶事を見ると、質帝が崩御した歳ではあつたが、祖父の袁湯が三公となり、また質帝定策の功を以て安國亭侯に封爵されたのである。袁湯は袁氏で初めて封爵された。

なお周知の通り、順帝には実子の冲帝があつたが、冲帝は即位翌年に崩御し、他に子がなかつた。そこで外藩の章帝千乘王系の渤海王鴻の子纘が即位した。いわば皇統を「紹」ぐ形となつたのである。これらの事からすれば、袁紹の字、「本初」とは、この本初元年の事を、この歳、より正確には質帝崩御の閏六月甲申（一／七月26日）以前に生れたのではないだろうか。以上のことから、袁紹の生没年は本初元（一四六）年から建安七（二〇二）年五月庚戌（二一／六月28日）と考えられる。

仮に、この生年で袁紹の経歷にあてはめた場合はどうであろうか。この場合、桓帝末から靈帝初にかけて服喪したことになる。黃巾の頃、大將軍に辟召され高第に挙げられて侍御史となつた時期は、丁度四〇歳前後となる。公府に辟召される時期は概ね四〇前後であり、その点

でも丁度一致する。^(六三)

なお石井仁は、袁紹の年齢について曹操と「十歳ちかく年長」と推測していたが、本節で明らかにした通りであるとすれば、袁紹と曹操の年齢差は九歳となり、石井の推定とほぼ一致する。

おわりに

以上、汝南袁氏に関する諸問題について考察を加えてきた。本稿で明らかにした点について要約すれば次の通りである。

第一章では陳郡・汝南両袁氏の関係について考察し、指摘されるように陳郡と汝南の「袁良」は別人ではあるが、そのことが直ちに両系統の関係性を否定するものではないとした。また第二章では「四世三公」の実態を具体的に明らかにした上で、細かな問題ではあるが、政治史や制度史を考える上で一助となるであろう点について検討した。家学については、袁氏第三世代目の袁湯まで、学者的傾向を有し、それ以降の世代については、その傾向はなくなるという山崎の見解について再検証し、家学の習得は通世代的に行われていた点を明らかにした。また第四世代目では袁氏の「家」の問題について扱い、ここに後の対立の要因があることを明らかにした。

なお袁氏には他に「家風」や「門生・故吏」等が議論の対象となつていいのだが、本稿ではそれらの問題には言及できなかつた。この問題は安帝・順帝期の政治状況や制度の変遷と関わっていると考えられるので、稿を改めて検討したい。

※注※

(一) 袁氏は五帝の虞舜の子孫で、陳の大夫轅濤塗（袁濤塗）の子孫を称している（『史記』卷三六・世家六「陳世家」、『新唐書』卷七四下・表十四下「宰相世系四」、「隸釋」卷六「國三老袁良碑」）。厳密にいえば、系譜上、確実にたどれるのは前漢末の袁良までであり、更に実際の活動が確認できるようになるのは汝南袁氏では後漢前期の袁安、陳郡袁氏では後漢後期の袁滂（より厳密には曹魏の袁渙）である。

(二) 陳郡陽夏県を本籍地とする袁氏。後漢では國が置かれており、陳國袁氏とすべきであろうが、魏以降は陳郡袁氏として知られる。あるいは陽夏袁氏としても知られるが、本稿では「陳郡袁氏」で統一する。

(三) 唐までの間に、石刻史料等に汝南袁氏の後裔を称するもの、あるいは清代に汝南袁氏の後裔を称するものが存在するが、本籍地を汝南とするものは、後漢時代に限られる。

(四) 中国古代中世においては、その他に河南、三輔周辺、旧齊の地、潁川、廣陵を本籍地とする袁氏が確認できる。

(五) 『新唐書』卷一九九・儒學中「柳沖列伝」。

(六) 宰相世系や『元和姓纂』卷四に従えば、唐代の宰相家にも汝南袁氏の子孫を自称するものがある。また清の項城袁氏（袁甲三や袁世凱など）も汝南袁氏の子孫を自称している。いずれも系譜に断絶が見られ、「自称」と表現するに留めるべきであろう。

(七) 以下、袁氏と略称する。その他の袁氏については「陳郡」など本籍地名を付す。

(八) 趙翼『二十二史劄記』卷五「四世三公」。

(九) 上公とは太傅・大將軍のこと。宰相たる三公の上に位置づけられる。

(一〇) 宰相・太尉・司徒・司空。

(一一) 上公は太傅の袁隗、大將軍の袁紹。三公は、司徒・司空を歴任した袁安、司空袁敞、太尉・司徒・司空を歴任した袁隗、司空袁逢を指す。なお太傅袁隗は靈帝期に一度司徒となつているが重複するのでここでは含めていない。

- (二) 弘農楊氏の場合、楊震を初代として四代目の楊彪まで含めて「四世三公」である。
- (三) 『魏志』卷六「袁紹伝」。
- (四) 以下、袁安を初代として世代を表示する。
- (五) 「後漢曹魏交替史序説」(『長大史学』七、一九六二年) 後、『門閥社会史』(長崎大学史学会、一九六五年) 所収。
- (六) 「後漢時代の汝南袁氏について」(『立正史学』五三、一九八三年)。
- (七) 舜の子孫を称する姓は当然袁氏だけではない。例えば後漢桓帝の延熹二年(一五九)年、李雲が堯運を受けた赤德の漢に代る舜の後裔の家については宰相とすべきではない、との趣旨の上書をおこなっているのだが、黄徳の姓として陳・項・虞・田・許の五氏を挙げている。
- (八) 『魏晉百官世系表』(長崎大学史学会、一九六〇年)。
- (九) 『五朝門第』(中華書局、二〇〇六年)。
- (十) 中林史朗・渡邊義浩『後漢紀』(明徳出版社、一九九九年)。
- (十一) 「漢唐之間袁氏の政局沈浮与籍貫更迭——譜牒与中古史研究の一个例証」(文史哲編輯部編『門閥、莊園与政治』、中古社会変遷研究)商務印書館、二〇〇九年)。
- (十二) 以下、『後漢書』の引用については本紀、列伝以下の情報のみ記す。
- (十三) 袁騰については列伝六「鄧寇伝附鄧榮伝」に洛陽令として、その名を確認することができる。
- (十四) その他、小説類に類似のエピソードが確認できる。
- (十五) 陳郡の扶樂(陽夏)もしくは陳留扶溝。
- (十六) 当該問題にかかわる研究としては、鶴間和幸「漢代豪族の地域的研究」(『史学雑誌』八七・一二、一九七八年)がある。
- (十七) 桓帝・靈帝時代に活動が確認できる袁闇(袁奉高)が慎陽を本籍地としている(『世說新語』徳行篇注引『汝南先賢傳』)。なお現行『後漢書』中には袁闇と袁闇を混同した記事がみられる。
- (十八) 蜀漢の前將軍、都亭侯の袁紹(『華陽國志』)が潁川を本籍地としている。

- (二) 後漢殤帝期の袁良なる人物が南陽出身である(『後漢紀』卷十五「殤帝紀」延平元年四月條)。後述するが、この「袁良」については、陳郡の「袁良」と同一人物の可能性もあり、その場合は、南陽に袁氏は確認できない。
- (三) いわゆる公的な官の売買ではなく、摘發対象となるもの。
- (四) 本紀七「桓帝期」延熹六年三月條及び同李賢注。

- (三) いわゆる公的な官の売買ではなく、摘發対象となるもの。
- (三) 例えば注(二)矢野論文において指摘されるように、袁氏宗族もそうであった。後漢の清河(涿郡)崔氏では血縁的に近い家であっても経済状況はかなりことなつたようである(列伝四二「崔駰伝附崔寔伝」)、また義陽(含南陽)鄧氏の事例に、名付けて後、同宗に同名の者がいることから改名したという例もある(『魏志』卷二八「鄧艾伝」)。ここからは巨大な宗族になると、宗族間の連絡が密でなかつたことがみてとれる。
- (三) 『後漢書』では三月。

- (三) 『晉書』卷九二「文苑・袁宏列伝」
- (三) この際、国号として「仲」氏を称している。『毛詩』國風・陳風「東門之枌」に、
- 東門之枌、宛丘之枌、子仲之子、婆娑其下。

- とあるのだが、ここに見える「子仲」の後世には様々な解釈があるようだが、後漢時代では「子仲、陳大夫氏」との解釈が通行していたようである。そのように考えると袁術の国号は、この陳の大夫、子仲氏と関係するのであろう。当人達の意識の上では、陳より出る袁氏であったのであろう。
- (三) 『魏志』卷十一「袁渙伝」。
- (三) 『魏志』卷十四「董昭伝」。
- (三) 『魏志』卷十四「董昭伝」。
- (三) 『魏志』卷十五「袁安伝附袁忠伝」。
- (三) 『魏志』卷八「許靖伝」。
- (三) 袁弘については「弘」字かどうか確証を得ない。

(四) 後漢の三公については祝總斌以後、議論がある。概ね近年多くみられる見解としては、三公の権限・影響力を一定程度認めるものである。すべては列举しないが、祝『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』(中国社会科学出版社、一九九〇年)、渡邊将智『後漢の皇帝支配体制と政治制度の構造』(早稲田大学出版部・早稲田大学モノグラフ六五、二〇一二年)等参照。

人事権および人事的影響力を發揮し得た時期については拙稿「後漢順帝期の人事制度改革について」(『集刊東洋学』一〇八、二〇一三年)参照。

(四) 大司馬・大司徒・大司空の三公制時についても含めてある。漢末の丞相以降については含めていない。丞相制導入後についても含めるならば、御史大夫として山陽鄒氏が該当する。

(四) 三代以上の場合は、上公(太傅・大將軍)も含めてある。

(四) 劉氏は、同郡出身で複数名三公を輩出している場合がある。ただ両者に明確な関係が確認できないものも多く、それらは含めていない。

(四) 他に大久保靖『漢末門生・故吏考—汝南袁氏の場合—』(『史友』十、一九八二年)があるが、矢野の理解の枠を超えることはない。

(四) 「寄生官僚論」については『門閥社會成立史』(国書刊行会、一九七六年)参照。

(四) 前掲注(六)論文。

(四) 当然のことながら、『續漢書』等も含める。

(五) 特に当該時期は、人事制度上の変化があつたと考えられる時期である。人事制度上の変化については、前掲注(四)拙論参照。

(五) 卷数・タイトルは四部叢刊本に従つた。

(五) 慣習的に陳琳の作とされている。ただ本上章について言えば、当人もしくは應劭の作の可能性もある。

(五) 後漢の三公については祝總斌以後、議論がある。概ね近年多くみられる見解としては、三公の権限・影響力を一定程度認めるものである。すべては列举しないが、祝『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』(中国社会科学出版社、一九九〇年)、渡邊将智『後漢の皇帝支配体制と政治制度の構造』(早稲田大学出版部・早稲田大学モノグラフ六五、二〇一二年)等参照。

人事権および人事的影響力を發揮し得た時期については拙稿「後漢順帝期の人事制度改革について」(『集刊東洋学』一〇八、二〇一三年)参照。

(四) 大司馬・大司徒・大司空の三公制時についても含めてある。漢末の丞相以降については含めていない。丞相制導入後についても含めるならば、御史大夫として山陽鄒氏が該当する。

(四) 三代以上の場合は、上公(太傅・大將軍)も含めてある。

(四) 劉氏は、同郡出身で複数名三公を輩出している場合がある。ただ両者に明確な関係が確認できないものが多く、それらは含めていない。

(四) 他に大久保靖『漢末門生・故吏考—汝南袁氏の場合—』(『史友』十、一九八二年)があるが、矢野の理解の枠を超えることはない。

(四) 「寄生官僚論」については『門閥社會成立史』(国書刊行会、一九七六年)参照。

(四) 前掲注(六)論文。

(四) 当然のことながら、『續漢書』等も含める。

(五) 特に当該時期は、人事制度上の変化があつたと考えられる時期である。人事制度上の変化については、前掲注(四)拙論参照。

(五) 卷数・タイトルは四部叢刊本に従つた。

(五) 慣習的に陳琳の作とされている。ただ本上章について言えば、当人もしくは應劭の作の可能性もある。

(五) 一九二三年、河南偃師縣出土の碑文で、姓の部分が欠けている。一般に「袁」もしくは「元」をあてるべきと言われる。本碑文の内容からすると、袁をあてるべきと思われるが、詳しい考証内容については、近日中に公表予定である。

(五) 孟氏易・韓詩・歐陽尚書か。

(五) 兄と推定される袁盱が桓帝期中頃の梁冀失脚の際に一役買っている。注

(五) でも述べた通り詳しくは後に公表予定であるが、甘陵相や侍御史といった経歴から、安帝・順帝期を生きていたことは確かである。

(五) 例えは弘農楊氏などでも、袁博と世代の近い楊秉に同様の傾向が看取できる(列伝四四『楊震伝附楊秉伝』)。

(五) もしくは袁崧。彼も袁渙の子孫とされる。

(五) 列伝三五『袁安伝附袁渙伝』注引、應劭『風俗通義』。

(五) 列伝六四下『袁紹伝』注引『英雄記』。

(六) 本論で述べているのは直後の反応であつて、更に後の対立は獻帝を容認するか否かでの対立となる。

(六) 『風俗通義』の同篇では、まず世俗の言説を掲げ、その後「謹按」として應劭の見解が述べられるという体裁をとつていて。

(六) 年齢の問題にかかわらず、大將軍府に辟召され、その掾となり、高第にあげられて後、侍御史となるのは、非常置の大將軍が置かれた中平元年以降のことである。また後の経歴から中平元年もしくは翌年中には辟召されていると推定される。

(六) 前掲注(四)拙論。孝廉における限年の議論でも四〇という歳が重視される。なおもつとも若い辟召事例が胡碩と孔融で、ともに三三歳である。

(六) 『魏の武帝 曹操』(新人物往来社、二〇一〇年八月) 39p 参照。



